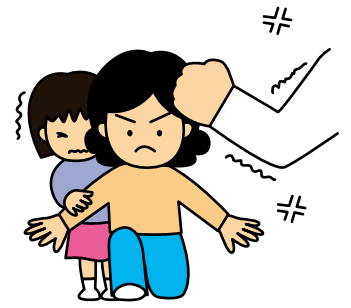


IV 援助にあたって

それぞれの子どもの虐待は極めて多様であるだけでなく、福祉・保健・医療・教育・司法など多岐にわたる問題を抱えています。援助に際しては個別的な特性を十分にくみ取り、それぞれの問題に応じた複合的な対処をする必要があります。実際に援助を行う際の基本と視点は次のとおりです。



●組織的な対応

子ども虐待への援助は、一人の判断で行うことを避けなければなりません。情報の収集や機関の連携、援助の方向などを組織的な協議によって進めていきます。担当者一人に負担がかかりすぎないように組織としてサポートし、一視点による判断の弱点を組織としてカバーすることが重要です。また、総合的・多面的に問題をとらえ、よりの確な評価や判断を行うためにも、事例検討会などを開催し積極的に活用するよう努めましょう。

●家族の構造的問題としての把握

子ども虐待が生じる家族は、保護者の性格、就労や収入の状況、夫婦関係、疾病、子どもの特性など、さまざまな問題を抱えていることがめずらしくありません。

そのため、単なる一時的な助言や注意、あるいは経過観察だけでは改善が望みにくいということを常に意識しておかなければなりません。虐待を放置すれば、事態が悪化・膠着化しやすく、積極的な介入による援助が必要です。また、家族全体としての問題や虐待が生じる要因としての家族の関係性を把握し、家族関係の改善に向けた支援も必要です。

●機関連携による援助

多くの問題を抱える家族に対しては、それぞれの問題に対応する機関との連携が不可欠です。機関の連携が効果を発揮するためには、それぞれの役割と限界を十分に理解し、問題に対する認識と援助目標を共有することが必要です。そのうえで相互の役割分担や援助におけるキーパーソンを定め、随時、援助の評価や修正を行っていくことが大切になります。

日ごろから要保護児童対策地域協議会等を通して、相互に顔の見える関係づくりに積極的に取り組む必要があります。

●子どもの安全確保の優先

児童相談所は介入・保護と後の援助・指導の役割を担うため、双方のバランスが難しく、保護者と摩擦を起こさないことに注意が注がれがちです。しかし、子どもにとっては安全確保こそが最優先されるべきことを常に意識しておく必要があります。

関係機関においても、保護者との関係性への配慮が行き過ぎることによって介入や保護の判断が鈍り、結果として子どもが犠牲になってしまうことのないよう、最悪の事態を想定した対応が必要です。関係者との協議や事例検討会においても、危険性を最も懸念している人の判断に立った上で援助を展開していくことを原則とします。

●基本としてのカウンセリングマインド

保護者も往々にして虐待の被害者であったり、困難に直面した社会的な弱者であったりすることが多いので、できる限り保護者の心情や背景をくみ取った面接や対応を心がける必要があります。保護者のニーズに沿う介入や援助を相手の特性や状況に応じて工夫し、相手にとってもメリットのある手だてや納得のいく方法をいろいろな角度から検討・吟味します。

それらの援助による効果と全体的な虐待の状況や、危険性、家族や保護者の特性などを総合的に考慮・評価し、アプローチ方法や援助内容の選択を早期に判断する必要があります。

●保護者への援助

子ども虐待への対応において、まず、子どもの安全確保を中心とした対応が重要です。

子どもの安全確保をした後、虐待を行った者への対応も必要になります。

援助に際しては、在宅であっても、親子分離であっても、子どもと保護者の双方の自己実現への支援という観点も踏まえ、適切な親子関係を基本とする家族関係の改善が援助の際の究極の目標であり、その目標に沿った援助を進めることが必要です。

●虐待を受けた子どもへの支援

虐待を受けた子どもに対する支援は、在宅の状態でも継続される場合、家庭から分離した状態で行われる場合、また、支援の段階によって在宅と施設等両方の状態で行われる場合があります。いずれの場合においても、子どものそれぞれの発達段階において、安全で発達が促進される環境が提供されることが必要です。

子どもの成長過程を周囲の大人が見守っていくこと、虐待について理解しておくこと、できるだけ早く虐待に気づき早期対応に繋げることなどについて、より多くの人に理解を求めることが子どもの権利擁護の重要な基盤づくりとなります。また、虐待を受けた子どもの保護やケアを行うプロセスにおいても、一人ひとりの子どもの最善の利益とは何かを意識しながら必要な支援を行うことが重要です。

